

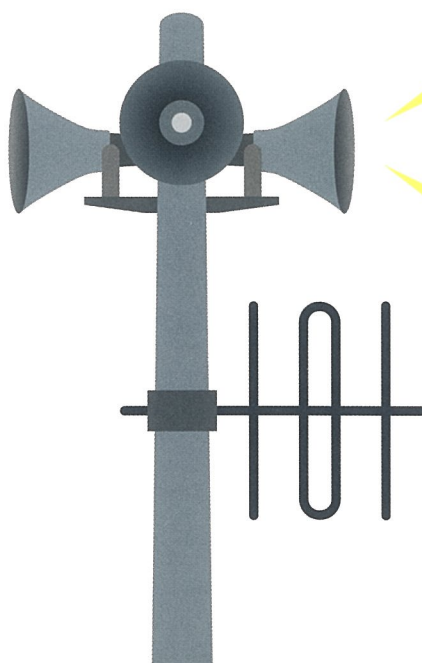
防災無線

機能強化

防災情報タブレット

防災アプリ

くらしち



01 防災無線機能の大きな変更点

これまでの屋外スピーカーや戸別受信機での防災無線に加えて、「防災アプリ くらっち[※]」の導入を行います。タブレットやスマートフォンからアプリを使用することで、以下のような改善点が考えられます。

※防災アプリ「くらっち」は、@Infocanal[®] アプリケーションを利用します。

変更前（従来型）

●音声だけの防災情報伝達

- 「あっ聞き逃した！」
※繰り返し聞くことが出来ない。
- 「雨の音などで聞こえなかった。」



変更後（最新型）

●音声（Ai）による防災情報の伝達

●「文字情報」も同時に受信。タブレットやスマートフォンで何度も確認できる。

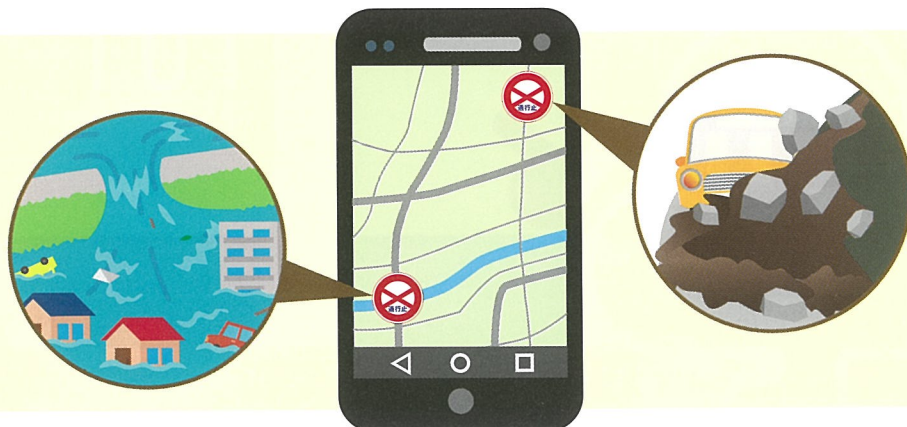
●添付ファイルで「図」や「写真」「データファイル」も受信でき、皆様にわかりやすく情報を伝達します。

●ハザードマップをいつでも確認できます。

くらっち（インフォカナル）アプリから、「資料集」をタップすると各地区のハザードマップの一覧があり、各エリアのハザードマップを見ることができます。



【例】災害による通行止めなどの情報を、文字と図面により通知。場所がとても分かりやすい！



02 情報の受け取り方法について

住民の皆さんが、情報を受け取るには以下の3つの方法があります。

方法1 お手持ちのスマートフォンやタブレット（iPhone や Android）にアプリをインストールして利用できます。

- アプリは無料です。通信料はかかります。
 - 家族みんなのスマートフォン（複数台）にインストールすることも可能です。緊急時の防災情報や平常時の村からのお知らせを家族で共有できます。
- ※インストール方法・利用者登録の方法は本誌とは別に配布しています。



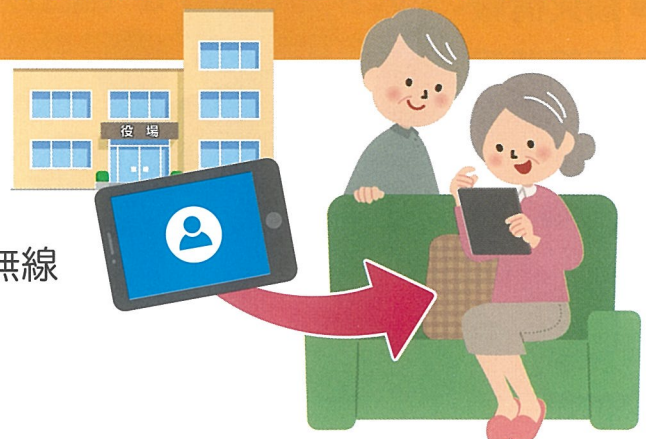
方法2 一般世帯は、役場から貸与される（予定）タブレット（Android）を利用できます。

- アプリはインストール済みです。
- 地区設定済みです。基本的な災害等の情報は通知されます。
- Wi-Fi環境（無線インターネット接続）かSIM（加入者識別カード）の購入が必要です。
- 役場から貸与されるタブレットは、基本的に防災無線情報を受信する専用端末となります。
- 役場から貸与されるタブレットを受け取らない事も可能です。



方法3 65歳以上の方だけの高齢者世帯は、役場から配布されるタブレット（Android）が無料で貸与されます。

- アプリはインストール済みです。
- SIM（加入者識別カード）が入っています。通信料は役場が負担します。
- 役場から貸与されるタブレットは、防災無線情報を受信する専用端末となります。



03 受け取れる情報の種類

どのような情報がタブレットに配信されるのでしょうか？

政府が発信する「**Jアラート**」(ジェイアラート)を瞬時に配信します。

● 国民保護情報

地震情報 ……緊急地震速報 震度速報 震源・震度に関する情報

火山情報 ……噴火警報 火口周辺警報 噴火予報

気象情報 ……気象等の特別警報(大雨、大雪、暴風、暴風雪)

気象警報(大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪)

気象注意報 土砂災害警戒情報

竜巻注意情報 記録的短時間大雨情報 指定河川洪水予報

有事関連情報 ……弾道ミサイル情報 航空攻撃情報(いわゆる空襲警報)

ゲリラ・特殊部隊攻撃情報 大規模テロ情報

その他の国民保護情報



最上広域消防本部が発信する村内の 「**火災発生情報**」

● 火災発生情報

● 鎮火情報

● 誤報情報

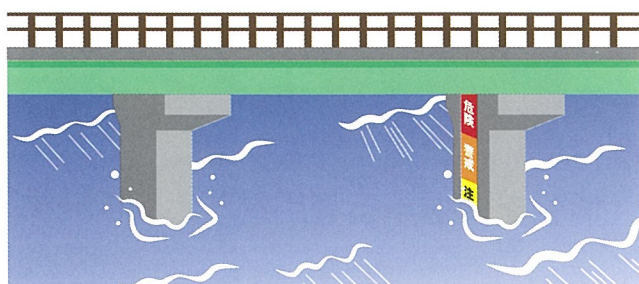


大蔵村危機管理室が発信する 「**避難及び警戒情報**」

● 避難所開設情報

● 河川水位情報(水位図など)

● 土砂災害警戒情報(マップ)



利用者登録（購読設定）によっていろいろな情報を受け取ることができます。

【例】A地区にお住いの4人家族の場合

家族構成 父35歳(消防団) 母32歳 子ども11歳(小5) 子ども5歳(年中)
お父さんとお母さんのスマートフォン（防災アプリらっちインストール済み）に以下の情報を受け取れるように利用者登録（購読設定）します。

● A地区の登録（父・母）

緊急時にはA地区に該当する災害や火災情報、平常時には村からのお知らせなどを受信できます。



● 消防団の登録（父）

火災時はもちろん、役場からの消防行事や事務連絡を受信できます。



● 小学校保護者の登録 ※子ども11歳(小5)

教育課が発信する学校行事や集団下校、連絡事項などの情報を受信できます。



● 保育所保護者の登録 ※子ども5歳(年中)

健康福祉課や保育所が発信する保育所行事や連絡事項などの情報を受信できます。



【例】B地区にお住いの高齢者世帯の場合

家族構成 男性75歳（老人クラブに加入） 女性68歳

役場から配布されたタブレットは、役場（管理者）側で該当する利用者登録（購読設定）をしています。

● B地区の登録

緊急時にはB地区に該当する災害や火災情報、平常時には村からのお知らせなどを受信できます。（配布時に設定済み。）

● 老人クラブの登録 ※男性75歳（老人クラブに加入）

健康福祉課（社協）が発信する老人クラブ行事や連絡事項などの情報を受信できます。

※老人クラブへの加入状況を役場で調べ、役場側で利用者登録（購読設定）をします。



04 防災アプリでもっと便利に

みなさまの安心と安全を考え、これから一歩進んだ使い方を考えていきます。

★災害時の様子をリアルタイムで確認

河川の増水状況がわかりやすいように、写真や動画、図面などをアプリ（スマートフォンやタブレット）に発信し、災害の状況をわかりやすくお知らせします。



★毎朝の健康確認ができます

高齢者世帯などには、毎日の安否確認をタブレットで通知します。

通知を受けた高齢者は、体調の「良い・悪い」をタブレットのボタンを押して答えることができます。高齢者の安否確認や健康管理に役立っています。



★防災以外の村の情報も提供していきます

現在、「紙」でお知らせしている各世帯への配布物・案内チラシや回覧をアプリでお知らせします。地区代表さんの業務の軽減をお手伝いします。また、コロナ禍のもと、ペーパーレス化による感染予防にも役立っています。



05 よくある質問 Q&A

Q1

いままでの防災無線の個別受信機はどうすればいいの？

A1

そのまま使っていただいて構いません。段階的に撤去していくことを考えています。もし、タブレットだけで十分とお考えでしたら、現在の個別受信機を役場に返却してください。

Q2

タブレット配布の時に、通信料が必要だと言われましたが、どうしてでしょうか？

A2

住宅内にインターネット（Wi-Fi）環境が無いからです。ご自身でSIMを購入し、タブレットに挿入してください。SIMの購入には回線契約料と月額使用料が必要です。くらっちが配信する通信量は、月に100MB程度です。※65歳以上のみで構成する世帯になりましたら、無料のタブレットを貸出いたします。（防災用無線情報専用で、月の通信量に上限があります。）

Q3

タブレットを使ったことがないのですが、いろいろ操作しても壊れたりしませんか？

A3

画面を触ったりするだけで、情報が表示されるシステムです。通常に使用していれば壊れることはありませんので、いろいろ触ってみてください。高齢者の方々を対象にサロンなどの場所をお借りしながら使い方講座を開催していく予定です。

Q4

配布されたタブレットの調子が悪いです。どこに連絡すればいいですか？

A4

役場危機管理室（電話0233-75-2170）にご連絡ください。

Q5

引っ越すことになりました。タブレットはどうすればいいのですか？

A5

村外へ引っ越す場合には、タブレットを危機管理室へお返しく下さい。また、村内の別地区に引っ越しする場合は、その旨を危機管理室へお知らせください。タブレットの地区変更設定を行います。

Q6

届いたメッセージの下に「確認」ボタンがありますが、必ず押さなければなりませんか？

A6

役場では概ね何人の方に、送付文書を読んでもらったかをチェックしています。メッセージを読み終わりましたら「確認」ボタンをタップして（押して）ください。



「くらっち」アプリアイコン

愛称「くらっち」について

大蔵村の「くら」と子どもでも親しめるよう「っち」を語尾につけ、防災アプリの名称を「くらっち」にしました。

また、英語の^{クラッチ}clutchには

- 手をしっかり握る、いざという時に、危機、ピンチ
- ピンチの時に頼れる

という意味があります。

防災アプリ「くらっち」は、いざという時に頼れるアプリです。

「防災情報タブレット」「防災アプリ くらっち」 に関する問い合わせ

大蔵村役場危機管理室
TEL.0233-75-2170 (内線 241)
村 HP : <http://www.vill.ohkura.yamagata.jp/>

